

平成30年度 第10回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成31年1月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成30年度第10回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 19名 定員 19名
欠席 0名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	蕓澤芳子	
○		2	佐藤新一	
○		3	渡邊正一	
○		4	櫻井信夫	
○		5	大塚和子	
○		6	小幡悦男	
○		7	中澤正規	
○		8	桜井誠	
○		9	森山行雄	
○		10	森山武郎	
○		11	酒井浩	
○		12	松田敏彦	
○		13	佐藤正喜	
○		14	桑原正文	
○		15	渡邊弘義	
○		16	佐藤廣治	
○		17	富永虎良	
○		18	小西正春	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		米山真里	
○		穴沢優子	

平成30年度

第10回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成31年1月28日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 15 時 35 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>3 番 渡邊 正一 委員</u> <u>4 番 櫻井 信夫 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約） について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条許可処分取消申請決定について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の意見決定について
5		その他 閉会宣言 16 時 35 分

平成30年度第10回魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年度第10回魚沼市農業委員会総会は、平成31年1月28日魚沼市広神コミュニティセンター3講堂に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（米山事務局長）

それでは、平成31年に入り第1回目の総会となります。遅ればせながら、今年も皆様よろしくお願いいたします。今日は総会后、新年会を開催いたします。市長が所用のため、副市長を迎えた新年会になりますのでよろしくお願い致します。

それでは、時間になりましたので、委員定数19名のうち、欠席の届け出はありませんでした。魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第10回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。お願いいたします

（時刻は15時35分）

上村会長

（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告ということでお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1地区部会としては特段ございません。

第2地区部会会長（桑原正文委員）

第2地区部会も特段ございません。

第3地区部会会長（佐藤正喜委員）

第3地区部会も特段ありませんでした。

第4地区部会会長（渡邊弘義委員）

特別ありません。

広報部会会長（中澤正規委員）

1月25日に農業委員会だより27号を発行する運びになりました。いろいろとご寄稿いただきましてありがとうございます。次回、情報提供を第二地区部会のほうからお願いしたいと思います。以上です。

議長（上村会長）

ありがとうございました。それでは、ただいま報告事項ということで、会務並びに部会報告があったわけでございますけれども、内容につきまして質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

主要会務報告の中で1月22日に農業問題懇談会の説明があったわけでございます。この農業問題懇談会の構成メンバー等を皆様方にお伝えさせていただきたいと思いますが、これにつきましては私ども農業委員会をはじめ農協の幹部、また議会では産建委員というメンバーの中で、4、5年前から議会または農協、この三者が情報交換する場がないじゃないかというようなことで、農業委員会・議会とそれぞれ幹事を持ち回りにしております。では特に何を議論するのかということになると、農協の情勢を聞いたり議会から質問を受けたり、また私どもは農業委員会の活動をどのように行っているかという話をしたり、お互いに理解を深めようということで始めたわけでございます。私をはじめ職務代理、各部会長から出席を願っているということでございます。幹事は持ち回りということですので、これが1年に1回やるのか2年に1回やるのか、それはその都度の幹事に任せるといような状況であり、そういった意見交換の場が魚沼市でも必要ではないかということで実施することになった経過があります。意見交換会というのが主体でございます。

（特になし）

特になければ、先に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号3番渡邊正一委員及び議席番号4番櫻井信夫委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）について

議長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出」につ

いて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書3ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出」について、今月は12件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては、事務局の説明のとおり事前配付ということでございます。目を通していただけたと思いますが、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になさいますので、お諮りいたします。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の7ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は4件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市内の方ですので、継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書9ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転贈与1件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	合計 1,254 m ²
	譲渡人	*****		

	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	贈与	

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は以前より譲受人が耕作をしているところであり、譲渡人は県外に居住しているため、耕作ができないことから贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

以上、整理番号1番は、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

酒井 浩委員

整理番号1番ですが、1月23日、電話で譲受人に確認したところ、譲渡人と譲受人が従兄弟同士であるということと、そのお父さん同士が*****に出た際に所有地を持って出たということですが、今事務局から説明がありましたとおり、*****で本人は生活しているということで耕作はできないため、今まで譲受人が代わって耕作していたのですが、いつまでもそういうことではいけないだろうということで、今回贈与という形になったようです。耕作もきちっとできているようなので、特段問題ないと考えます。

議長（上村会長）

事務局の説明及び地区担当委員の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、申請どおり許可いたします。

農地法第3条許可処分取消申請決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「農地法第3条許可処分取消申請決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書11ページをお願いします。

説明の前に記入漏れが1箇所ありましたので、追記をお願いしたいと思います。筆の地番の一番下に合計欄というところがありますが、そこに「9筆」と記入をお願いします。

それでは、説明をさせていただきます。日程第4議案第2号「農地法第3条許可処分取消申請決定」について、説明をさせていただきます。農地法第3条許可処分取消申請書の提出があったので、農地法の規定により許可処分取消申請決定を求めます。

整理番号1	申請地	*****	田ほか8筆	合計6,932㎡
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	売買	

平成29年12月13日付で申請があり、平成29年12月25日の総会において指令魚農委第65号で許可処分が決定したものです。

取消しの理由は、平成29年2月17日に小千谷税務署に差し押さえされていた農地でありましたが、平成30年2月17日で破産手続き終了・廃止となるまでに、税務署との差押解除の協議が整わなかったことが判明いたしました。よって、所有権移転登記は不可能となったことから許可処分の取消申請があったものです。今後につきましては、小千谷税務署の競売により手続きが進むものと思われま。

議長（上村会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第3条許可処分取消申請決定」についての、整理番号1番につきまして、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、決定いたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の13ページをお願いします。

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は1件です。

なお、この案件につきましては、議事参与の制限により*****より退席をお願いしたいと思います。

（*****退室）

整理番号1	申請地	*****	田	1,001 m ²
	農地区分	第三種農地		
	申請人	*****		
	申請理由	周辺の事業所等に貸駐車場として提供するため		
	転用目的	駐車場の建設		
	判断理由	住宅の用、もしくは事業の用に供する施設が連担しているため		

申請地は*****地内の農地です。申請地周辺には*****があり、従業員及び取引業者、利用客の駐車場に窮する状況があります。それを解消するため駐車場を建設し、希望者に提供するため、この度申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局に続いて地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

富永虎良委員

整理番号1番ですが、現地については急遽昨日行って見てきました。現地は雪の中で地面が見える状態ではございませんけれども、雪も降らないときに何回もこの近くは通って現地は見てございますので、特に問題はないかと思えます。

議長（上村会長）

ただいま、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、整理番号1番につきまして、許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可相当に決定し、県に進達することといたします。

(*****着席)

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の15ページをお願いします。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は5件です。なお、整理番号3番、4番、5番の案件につきましては、議事参与の制限により*****により退席をお願いしたいと思います。整理番号1番、2番の説明と補足説明が終わりましたら一旦採決をして、その後3番、4番、5番の説明をさせていただきたいと思います。

整理番号1	申請地	*****	田	359 m ²
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	隣接する宅地建物の敷地と一体利用		
	転用目的	敷地の拡張		
	判断理由	都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種居住地域）が定められているため。		

申請地は*****地内の農地です。譲受人が所有している隣接地及び建物が、井戸消雪の枯渇により冬の除雪に苦慮している状況であり、申請地は農機具の乗入れの不便さと地主が高齢のため、数年来耕作できず荒れていることから、譲渡人・譲受人との売買の話がまとまり、表土掘削、盛土、碎石を敷き、宅地と一体利用する旨、この度申請があったものです。

整理番号2	申請地	*****	田	17 m ²
	農地区分	第二種農地		
	権利種別	使用貸借権設定		
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	隣接する住宅敷地と一体利用		
	転用目的	敷地の拡張		
	判断理由	農用地区域内にある農地以外の農地であって第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため。		

申請地は*****地内の農地です。申請地は宅地に隣接する農地です。

が、既に庭木が植えられ石垣が建設されております。始末書が提出されており追認の案件となっております。

一旦ここで説明を終わらせていただきます。

議 長（上村会長）

それでは、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号1番ですが、現地を確認してもらいました。隣接する土地ということで、事務局の説明のとおりでございます。間違いないと思います。

桑原正文委員

整理番号2番ですが、現地は把握しております。これは国道の拡幅工事に伴う移転で、ここに住宅を建てた時点からこのような状況になっていたみたいで、事務局の説明したとおりです。

議 長（上村会長）

ただいま、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

酒井 浩委員

整理番号2番の貸借権の設定の関係ですが、住所も同じ名字も同じで、これは親子なのか何なのか分からないのですが、何で貸借権設定をしなくてはいけないのかを教えていただければと思います。

事務局（穴沢副参事）

*****は親子でございます。親子ですので、所有権を移転するまでも無いということで、使用貸借権の設定という申請となりました。

酒井 浩委員

貸借権の設定というのは親子でしなくてはいけないのですか。

事務局（穴沢副参事）

使用貸借権の設定は、使用料のない年貢のない貸し借りになるのですが、この案件は貸付人が土地所有者であり、借受人が建物の所有者であり、土地と建物が同一で無いため使用貸借権の設定が必要になります。

議 長（上村会長）

よろしいでしょうか。

酒井 浩委員

はい。

佐藤廣治委員

整理番号1番について、別にこの許可申請に同意することについては特に異議ないですけれども、「隣接する宅地建物との一体利用ですよ」ということですが、その言葉というのは、普通の農家住宅とか一般住宅というのは、一定の宅地の面積に農業委員会としても厳しい考え方があって、宅地が広いのに宅地を増やすというのはあんまりよろしくないとか、そういうのがどうも申請によって伴っているような気がするのですけども、このこういう補助用地みたいなものについては、一体利用は無制限に良いということによろしいのでしょうか。事務局の判断についてお聞きしたいと思います。

事務局（米山事務局長）

宅地ですと概ね500平米という面積要件はありますが、ケースバイケースであり一概に全てその要件に当てはまらなければならないとも言い切れないと思っています。佐藤廣治委員のおっしゃるとおり、無制限ではありませんが、この現況のように、四方が建物に囲まれていて、高低差があるような状況の土地だということを鑑みまして、面積要件の500平米を超えてはいますが、譲受人の土地と一体利用するしかない土地であるとの解釈の中で許可申請を受理したという判断です。

佐藤廣治委員

そうすると、農家住宅なり一般住宅であってもケースバイケースで面積だけにこだわらないという事例も出てくるということによろしいのでしょうか。

事務局（米山事務局長）

はいそのとおりです。以前の転用案件の際も相当大的な面積の転用申請も受理しておりますので、原則論として500平米程度というように考えております。先ほども申しましたとおりどこからも入れない土地であり、譲渡人の土地と一体利用するしかない方法が無いと考えておりますので、止むを得ない事情と判断しました。

議長（上村会長）

よろしいでしょうか。その他、どうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。まずもって「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」についての整理番号1番につきまして、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、整理番号2番につきまして、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、整理番号1番、2番につきましては申請どおり許可相当に決定し、県に進達することといたします。

続きまして、整理番号3番から事務局お願いします。

事務局（穴沢副参事）

それでは、先ほど説明しましたが、整理番号3番、4番、5番の案件につきましては、議事参与の制限により*****より退席をお願いしたいと思います。

（*****退室）

整理番号3 申請地 **** 田 457 m²
 農地区分 第三種農地
 権利種別 所有権移転 売買 ****円
 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 申請概要 一般住宅1棟2階建て
 転用目的 一般住宅建築用敷地
 判断理由 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）が定められているため。

申請地は****地内の農地です。市内のアパートに住んでいますが、家族が増え手狭になったため、適地を探していたところ、譲渡人との話がまとまり、一般住宅を建設する旨、この度申請があったものです。

整理番号4 申請地 **** 田 405 m²
 農地区分 第二種農地
 権利種別 所有権移転 売買 ****円
 譲渡人 ****
 譲受人 ****

 申請概要 一般住宅1棟3階建て
 転用目的 一般住宅建築用敷地
 判断理由 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）が定められているため。

申請地は****地内の農地です。市内のアパートに住んでいますが、家族が増え手狭になったため、適地を探していたところ、譲渡人との話がまとまり、一般住宅を建設する旨、この度申請があったものです。

次の整理番号5番につきましては、譲渡人が2名になっておりますので、議案書が2つに分かれております。譲受人は同じ方ですので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号5 申請地 **** 田 92 m²
 農地区分 第三種農地
 譲渡人 ****
 譲受人 ****

申請地 **** 田 356 m²
 農地区分 第三種農地
 譲渡人 ****
 譲受人 ****

権利種別 所有権移転 売買 全体で****円
 申請概要 一般住宅1棟2階建て
 転用目的 一般住宅建築用敷地
 判断理由 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種住居地域）が定められているため。

申請地は*****地内の農地です。現在実家に同居していますが、結婚を機に家を新築しようと適地を探していたところ、譲渡人との話がまとまり、一般住宅を建設する旨、この度申請があったものです。なお、*****は砂利を敷き庭木を植え、*****と一体利用する予定です。

議長（上村会長）

それでは、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号3番、5番ですが、ほとんど事務局の説明のとおりでございます。両件ともですが、住宅地の中の田んぼというような場所でございます。大丈夫だと思いますので、事務局の説明のとおりでよろしいかと思っております。

富永虎良委員

整理番号4番ですが、この場所は12月総会の案件にも関連がありました。両隣の現地は雪の中で、地面が見えない状態でしたが、特に問題はないかと思っておりますので、事務局の説明のとおりでございます。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。採決は順番どおり行います。整理番号3番につきまして、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、整理番号4番につきまして、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、整理番号5番につきまして、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」についての整理番号3番から5番まで、申請どおり許可相当に決定し、県に進達することといたします。

（*****着席）

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の 17 ページをお願いします。

議案第 5 号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は 1 件です。

整理番号 1	申請地	*****	田	868 m ²
	申請者	*****		
	非農地の原因	30 年以上前から耕作しておらず原野化しており、農地として維持していくことが困難なため。		

なお、この時期の非農地判断についてですが、申請者から相談を受けたのが平成 30 年 9 月でありました。事務局の不手際により、この度の総会にお諮りすることとなりました。この内容につきまして、1 月 24 日に幹事会に諮り了解を得ていることを報告します。大変申し訳ございませんでした。

議長（上村会長）

議案第 5 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。議案第 5 号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」についての整理番号 1 番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、申請どおり決定いたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第 4 議案第 6 号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の 19 ページをお願いします。

日程第 4 議案第 6 号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	112 件
	筆数	401 筆
	面積	336,904.87 m ²

なお、詳細につきましては、事前配付のとおりです。

次に、所有権移転ですが、議案書の 53 ページをお願いします。
今月は所有権移転売買 2 件です。

整理番号 1	所有権を移転する農用地	*****	田	3,568 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	*****円		

整理番号 2	所有権を移転する農用地	*****	田	3,370 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	*****円		

利用権設定につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第 6 号につきまして事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第 6 号「農用地利用集積計画の意見決定」については、報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（米山事務局長）

- ・ 配付資料「農業委員会活動記録簿集計報告書」の説明
- ・ 配付資料「平成 30 年定年就農者等実態調査」の記入・提出のお願い

事務局（穴沢副参事）

- ・ 農業者年金についての加入報告と活動記録簿提出のお願い

議 長（上村会長）

それでは、本日の提案の報告・議案それぞれの事項におきまして、全て審議をいただきました。これにて審議を終了いたします。

（時刻は 16 時 35 分）

上記会議の内容は、平成30年度第10回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
